

## 優先権証明書のオンライン化のための規定整備

---

産業構造審議会知的財産分科会 第10回商標制度小委員会

令和4年11月22日

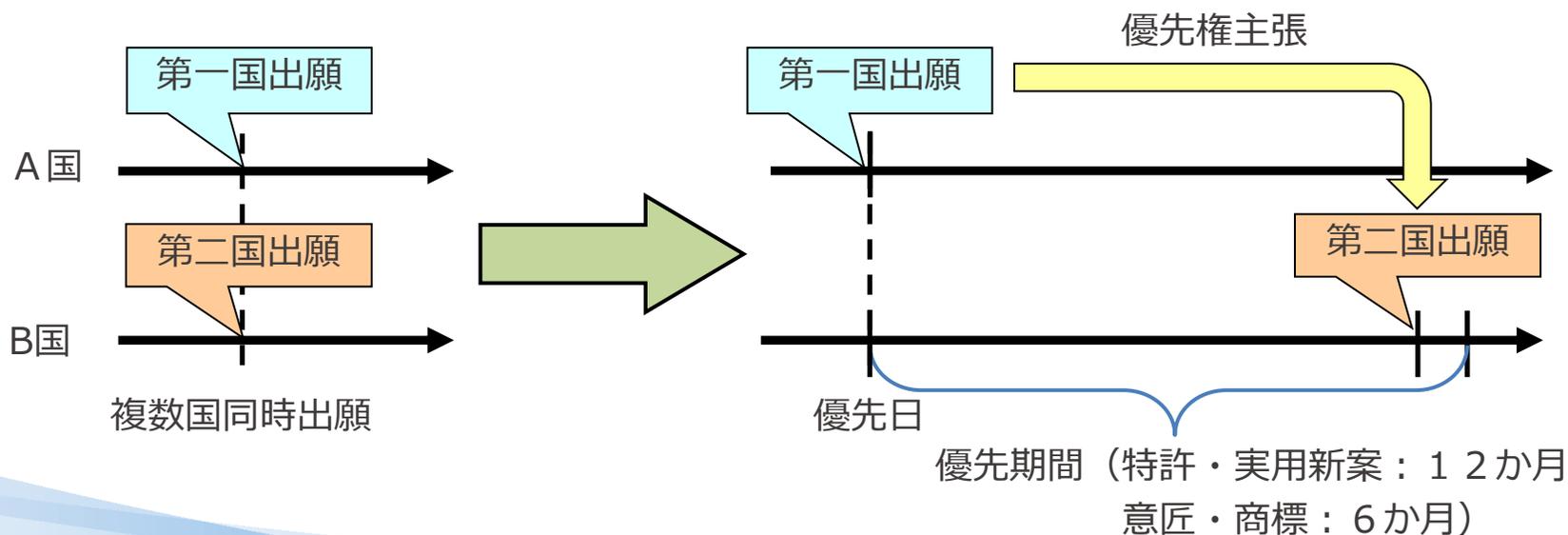


# 現行制度（パリ条約による優先権について）

## [概要]

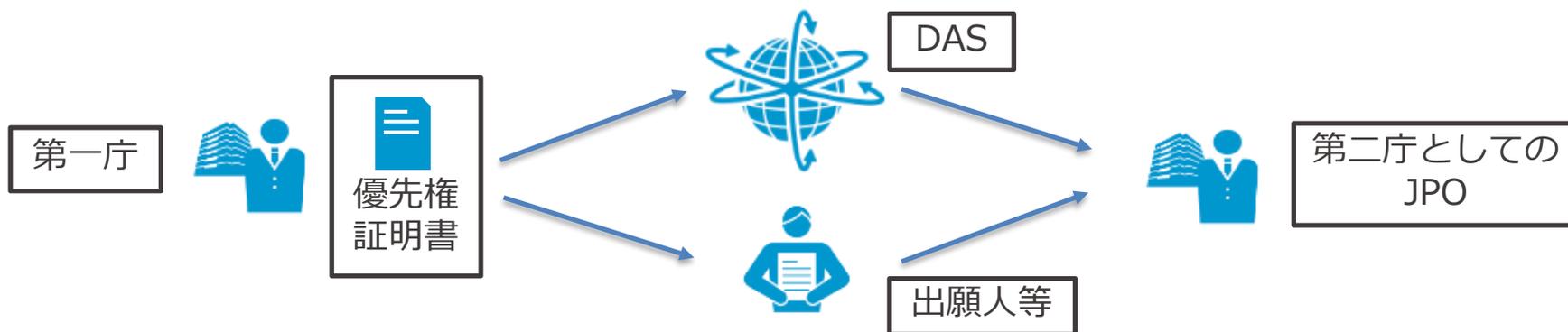
- パリ条約による優先権とは、第一国に出願した者が、その出願の内容について優先期間内に第二国に出願をした場合に、第二国の出願の新規性・進歩性等が、第一国に出願をした日(優先日)を基準に判断されるという制度（パリ条約第4条）。
- 同一の発明を複数国に同時出願するためには、同時期に翻訳等の準備や各国ごとに異なる出願手続への対応が必要となるから、出願人に負担が大きい。

➡️ パリ条約による優先権は、このような出願人の負担軽減のために設けられた。



## 現行制度（優先権証明書の提出について）

- ▶ パリ条約による優先権を主張してJPOに出願する際には、出願人又はその代理人（以下「出願人等」という。）は、第一庁（※1）で発行された優先権証明書について、①書面により原本を提出する（特許法第43条第2項）ことを原則とし、②世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS※2）等を利用した電子的交換を行うことで、提出したものとみなされる（特許法第43条第5項）。
- ▶ 電子的交換ができない場合（※3）には、書面による原本の提出に限られる。



優先権証明書提出件数（日本国特許庁に対する出願人からの提出件数。なお、括弧内は電子的交換の割合）（2020年）

特許・実用 12,813件（86.6%）、意匠 6,424件（45.1%）、商標2,215件（0%）

（2022年4月7日時点特許庁調べ）

※1 優先権主張の基礎となる出願をした知財庁

※2 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）  
DAS参加庁間で優先権証明書の電子的交換が可能。証明書の書面提出が不要となる。

※3 第一庁がDASに不参加の場合や、DASの対象外である商標登録出願の場合

## 現行制度の課題・検討案

### [オンライン化の課題]

- 法令上、第一庁が書面で発行した証明書を出願人側で電子化したもの（写し）及び第一庁が電子で発行した証明書そのものの提出が認められていない。



### [検討案]

特許法等において、以下の必要な制度改正を行う。

- 優先権証明書の写しの提出を許容する。
- 優先権証明書のオンライン提出を可能とする。

※「特許法等」・・・特許法を準用する実用新案法・意匠法・商標法を含む。